

公益財団法人湘南産業振興財団会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人湘南産業振興財団（以下「財団」という。）定款第43第2項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 財団の趣旨に賛同し、財団の健全かつ安定的運営に積極的に協力し、継続的に所定の会費を納入する個人・法人及び団体は会員となることができる。

(会費)

第3条 会費は年間1口1万円として、次の区分により毎年4月30日までに納入するものとする。ただし、年度途中で会員になった者は、1口あたり月額1千円の月割り（上限1万円）により納入する。

- (1) 個人 1口以上
- (2) 法人 2口以上

(会費の不返還)

第4条 会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会費の使途)

第5条 第3条の会費は、毎事業年度における合計の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額については財団の運営に使用することができる。

(特典)

第6条 会員は、別に定めるところにより特典を受けることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1. この規程は、公益法人の設立の登記日の日から施行する。
2. 財団法人湘南産業振興財団会員規程（平成24年10月1日施行）は廃止する。